

2013年3月12日

国立大学法人東北大学
総長 里見 進 殿

東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史

労働契約法改正に伴う大学への要求書

労働契約法改正によって、今年4月以降の有期雇用期間が5年を経過する場合、労働者は無期雇用への転換を求めることができる。法改正の趣旨は、有期雇用の濫用的な運用を規制し、無期雇用への転換を促すものである。本学においても改正労働契約法（以下、改正法）の趣旨に則り、無期雇用への転換を希望する准職員、時間雇用職員等のために転換制度を整備すべきである。

東北大には、正規職員と同数に近い准職員・時間雇用職員等が働き、臨時的・補助的な業務ではなく、恒常的・基幹的な業務に就いている。しかし、准職員は3年が雇用限度とされ、時間雇用職員も法人化後は、一定の更新制度はあるが、原則として3年が雇用限度である。仕事を覚え慣れた頃に辞めなければならず、いつも雇止めの不安がつきまとっている。

大学にとって人材は最も大きな宝である。安心して働き続けることができる環境が整えられてはじめて労働者は本来の力を十分に発揮して業務に従事することができ、大学の教育・研究・医療の充実・発展にも十全に貢献できることとなる。

改正法では、無期雇用への転換後の待遇については、別段の定めがない限り直前の有期雇用時のままとすることが盛り込まれており、使用者には、正規職員化や待遇改善の法的義務はない。無期雇用への転換を躊躇すべきではない。現状の経費での運用が可能な制度として、「無期時間雇用職員」（仮称）の雇用形態を設け、希望者についてその雇用形態に転換することは可能である。また1980年7月以前採用の准職員と、法人化以前に採用された時間雇用職員は、本学においては、従来より「雇用の更新限度の無いものとして整理されている」（2005.3.22 過半数代表者への人事部長回答）。これらの職員は、法の趣旨に則って明確に無期雇用とすべきである。

我々は大学に対して、改正法の趣旨を尊重して正しく運用するよう、以下の事項について要求する。

要求事項

1. 正規職員への転換を積極的に進めること。
2. 継続的な業務に就いている特定有期雇用職員については、無期雇用に転換すること。
3. 「無期時間雇用職員」（仮称）の雇用形態を設けること。
4. 1980年7月以前採用の准職員、法人化以前採用の時間雇用職員について、無期雇用として明確にすること。
5. 改正法を理由とした更新抑制、雇止めをしないこと。